

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 6 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）への
個人番号記載に関する Q & A の送付について

平成 29 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）様式 第三号様式）については、個人番号が記載されることとなり、特別徴収義務者と市区町村との間で正確な個人番号が共有され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が目的とする、公平・公正な課税や事務の効率化が期待されているところです。

この度、改めて制度の周知を図ることを目的として、同通知に個人番号を記載することに関する Q & A を作成しましたので、送付します。

各都道府県市区町村担当課におかれては、市区町村に対して、周知いただくとともに、適切な事務処理が行われるよう助言等をお願いいたします。

連絡先

総務省自治税務局市町村税課

前川

電話：03-5253-5669

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用（以下、略））への個人番号記載に関するQ&A

Q 1 個人番号を記載する法的根拠を教えてください。

A 1

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下、「番号法」という。）第 19 条 1 号の規定により、個人番号利用事務実施者は、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供することができます。

この規定に基づき、特別徴収に関する事務において個人番号利用事務実施者である市区町村は、地方税法（昭和 25 年法律第 226）第 321 条の 4 第 1 項の規定及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 3 号様式により、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付することになります。

Q 2 個人番号を記載することとした理由を教えてください。

A 2

特別徴収税額通知に個人番号を記載することにより、特別徴収義務者と市区町村との間で、正確な個人番号が共有されることになり、個人住民税の税務手続を通じて、番号法が目的とする公平・公正な課税や事務の効率化につながることを期待されるためです。

Q 3 市区町村の判断で個人番号欄を設けない様式とすることは可能ですか。

A 3

地方税法第 43 条により、市区町村は、総務省令で定める様式（地方税法施行規則第 3 号様式）に準じて特別徴収税額通知を作成することとされており、同様式に定められた記載事項である個人番号欄を削除することはできません。

Q 4 個人番号の記載を不記載や一部不記載（アスタリスク表示を含む。）とすることはできますか。

A 4

公平・公正な課税を行うため、特別徴収義務者と市区町村との間で正確な個人番号を共有することができるよう、特別徴収税額通知に個人番号を記載することとしており、個人番号利用事務実施者である市区町村は、地方税法及び地方税法施行規則に定める様式により、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付することとなります。

したがって、個人番号の記載を不記載や一部不記載（アスタリスク表示を含む。）とすることは認められていません。

Q 5 給与支払報告書に個人番号の記載がない者の個人番号についても特別徴収税額通知に記載するのですか。

A 5

番号法第 19 条第 1 号により、個人番号利用事務実施者である市区町村が個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、本人が事業者に対して個人番号を提供したか否かは要件とはされていません。

したがって、特別徴収義務者に対し個人番号の提供をしていない者など、給与支払報告書に個人番号の記載がない者の個人番号についても特別徴収税額通知に記載することになります。

Q 6 事業者は、どのように個人番号を取扱いますか。

A 6

番号法第 12 条により、個人番号関係事務実施者である事業者（特別徴収義務者）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることとされており、具体的には、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）に基づき、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。

※ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）については、中小事業者に配慮し、事業者の規模に応じた安全管理措置の対応方法が定められています。
「個人情報保護委員会HP（中小企業サポートページ）<http://www.ppc.go.jp/legal/chusho/>」

なお、番号法に違反する行為が行われ、個人情報保護委員会の命令等に反した場合については、番号法に基づく罰則が適用されることになります。

Q 7 特別徴収税額通知の郵送方法は、簡易書留にしなくてはなりませんか。

A 7

市区町村は、番号法や個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」、同ガイドラインを踏まえ作成する個人情報保護評価書に基づき安全管理措置を講じる必要があり、各市区町村の判断により、適切な郵送方法で送付することとなります。